

議 案 名	富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
制 定 趣 旨	公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院及び参議院議員選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担額の引上げが行われたことを踏まえ、富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担額を改正するものです。												
制 定 内 容	第4条及び第5条に規定する選挙運動用ビラ及びポスターの作成単価を変更するもの。 (1) 選挙運動用ビラ <table><tr><td>改正前</td><td>⇒</td><td>改正後</td></tr><tr><td>7 円 73 銭/枚</td><td></td><td>8 円 38 銭/枚</td></tr></table> (2) 選挙運動用ポスター <table><tr><td>改正前</td><td>⇒</td><td>改正後</td></tr><tr><td>541 円 31 銭/枚</td><td></td><td>586 円 88 銭/枚</td></tr></table>	改正前	⇒	改正後	7 円 73 銭/枚		8 円 38 銭/枚	改正前	⇒	改正後	541 円 31 銭/枚		586 円 88 銭/枚
改正前	⇒	改正後											
7 円 73 銭/枚		8 円 38 銭/枚											
改正前	⇒	改正後											
541 円 31 銭/枚		586 円 88 銭/枚											
施 行 日	公布の日												

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第1号）新旧対照表

新	旧
（公費の支払） 第4条 （略） 2 （略） 3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。 4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額とする。	（公費の支払） 第4条 （略） 2 （略） 3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。 4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、8円38銭に法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た金額

(3) (略)

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、7円73銭に法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た金額

(3) (略)